

「JEAC4111-2003原子力発電所における安全のための品質保証規程」  
 平成19年度特別講習会（根本原因分析及び調達管理）[平成19年12月13日，20日] 質問対応

No.	質問日	章項番号	質問	回答
1-1	H20.1.7	7.4.1(3) (例示) (3) i.前 回評価か ら再評価 までの間 の不適合 是正状況	再評価の基準として不適合是正状況がありますが，受注者が受注者内のQMSに基づいた不適合是正状況の確認を行うのか，それとも，事業者は受注者が不適合を発生させると，事業者のQMSに基づいて事業者も不適合管理を実施しますが，追補版の意味するところをご教示お願いします。	御質問の例示は，組織が受注者（供給者）の再評価の基準を設定する際に考慮する事項の例示であり，前回評価から再評価を行うまでの期間における受注者との契約関係の範囲で，受注者が受注者のQMSに基づき，不適合の是正を確実にしていることを組織が確認することになります。
1-2	同上	7.4.2	調達要求事項を明確にし，仕様書に記載し，発注先に伝達することは調達管理の中でも重要なところであり，今回の追補版で例示が追加となりましたが，事故やトラブルの場合は，明確な調達要求事項を提示せずに緊急で契約し，受注者との打合せや，受注者から提出された図書の承認過程において，事業者の調達要求事項を提示していくケースがあります。このような対応は追補版には記載がありませんが，「調達管理の充実」として「要求事項を詳細に具体化した仕様書の発行」という観点で，緊急で契約した場合の対応についてご教示できる内容があればお願いします。	契約を行い調達する場合の基本は，どのような状況で契約をするに至っても，7.4の適用による管理が必要です。しかし，状況により画一的な運用は有効ではありません。事故やトラブルの場合は緊急で契約し，組織と供給者の調整で仕様を明確にするケースが一般的です。このような場合，追補版2.13に記載の「要求事項を詳細に具体化した仕様書の発行」を満足させる方法としては，要求事項（仕様等）をきちんと伝えることが重要であり，下請代金支払遅延等防止法の抵触しない範囲で，打合せ等による口頭での指示も許容する仕組みを整えておく，等が考えられます。即ち，口頭での指示が組織が事後に作成する仕様書や供給者からの提出図書等に反映できるようにすることが必要です。